

障害基礎年金の子加算の運用の見直しと児童扶養手当との関係について

このたびの法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算と児童扶養手当との関係についても見直しが行われます。

障害基礎年金の子加算と児童扶養手当の金額を比較し、金額の有利な方を選択、変更することができるようになります。

○変更可能な場合

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害（国民年金または厚生年金保険法1級相当）の状態にあることで配偶者に支給される児童扶養手当と、障害基礎年金の子加算で受給変更が可能となります。

×変更不可な場合

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害基礎年金の両方を受給することはできません。よって子加算と児童扶養手当の受給変更はできません。

障害年金の子加算と、児童扶養手当の金額の調整ができるのは、夫婦と子がいる世帯なんだね！

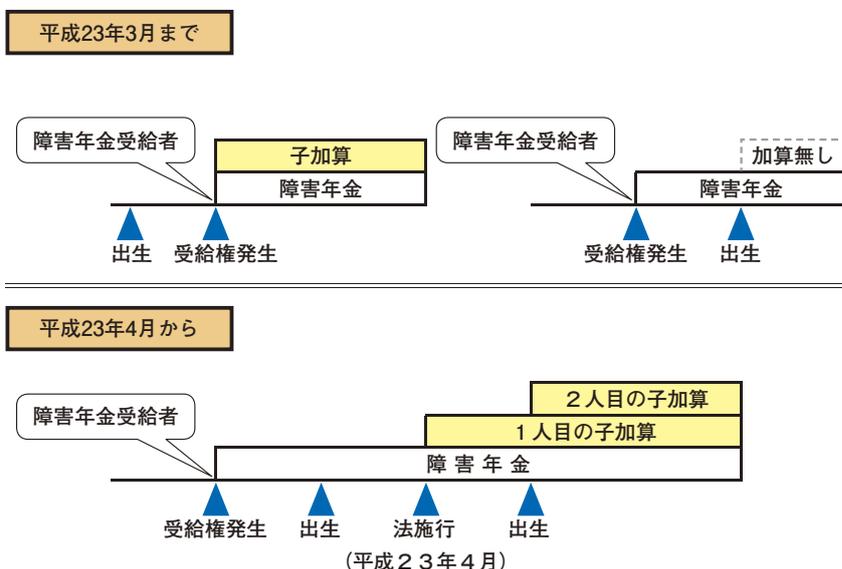


これまでの障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行ってまいりました。

平成23年4月施行の「国民年金法等の一部を改正する法律」により、**障害年金を受ける権利が発生した後、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うこととなります。**

**「障害年金加算改善法」
が施行されます**

《子の加算が行われる具体例》



※ご注意ください！

配偶者加算は障害厚生年金受給の方が対象の制度です。
障害基礎年金受給の方には配偶者加算はありません（子の加算のみ）。

詳しくは下記の照会先までお問い合わせください。

【障害年金加算改善法について】

- ・コザ年金事務所
☎933-3439
- ・うるま市役所市民課 年金係
☎973-5498

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

- ・うるま市役所 児童家庭課
☎973-4983